

第 3 編 建築工事編

第3編 建築工事編

第1章 共通事項

第1節 適用

建築工事は、設計図書及び国土交通大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編 最新版）」（以下「建築工事標準仕様書」という。）並びに国土交通大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編 最新版）」（以下「建築改修工事標準仕様書」という。）により施工しなければならない。

第2節 適用すべき諸基準

設計図書及び建築工事標準仕様書並びに建築改修工事標準仕様書において特に定めのない事項については、次の基準類によらなければならない。なお、受注者は基準類と設計図書に相違がある場合、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めるものとする。

建築工事標準詳細図（最新版）	国土交通大臣官房官庁営繕部監修
水道工事設計標準図	広島市水道局

第3節 特別な材料の工法

建築工事標準仕様書及び建築改修工事標準仕様書に記載されていない特別な工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の工法によることができる。

第4節 材料の品質等

1 材料

工事に使用する材料は、設計図書に規定するものまたはこれらと同等のものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を提出し、監督員の承諾を受ける。

2 材料の品質・性能証明の省略

使用する材料が公共建築協会の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」の評価を受けたものまたはベターリビングの「公共住宅用資機材品質性能評価事業」の評価を受けたものである場合は、評価書の写しを監督員に提出することにより、建築工事標準仕様書 第1篇第1章第4節 1.4.2(b)の品質及び性能を有することの証明となる資料の提出を省略することができる。